

登録検査等事業者殿 各位

登録検査等に用いる測定器の較正のご案内

拝啓 平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように電波法が一部改正され 2011 年「登録検査等事業者制度」が導入され、「電波法関係審査基準(総務省訓令第 67 号第 10 章第 31 条)」で、測定器較正の基準を具体化されております。その後、2017 年 10 月から登録検査等事業者、登録証明機関及び登録修理業者、電気通信事業法における端末機器の技術基準適合認定に使用する優れた性能を有する測定器の較正に係る期間の延長について法改正が実施され今に至っております。

弊社は、独立行政法人情報通信研究機構および指定較正機関などで較正された副標準器を基に、較正を提供させていただいております。また、計量法トレーサビリティ認定制度に基づく*JCSS(認定番号 0054)の校正事業者にて認定されており、アンリツ以外の製品も含め、計量法に基づく校正も可能です。是非ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

*計量法認定事業者 URL:<http://www.jcsslabo.or.jp/>

事業の範囲：電力測定装置・電力発生装置、減衰器・減衰量測定器、レーザビーム用光パワー測定器および発生器、光ファイバ用光パワー測定器および発生器、周波数標準器・周波数測定器および周波数発生器

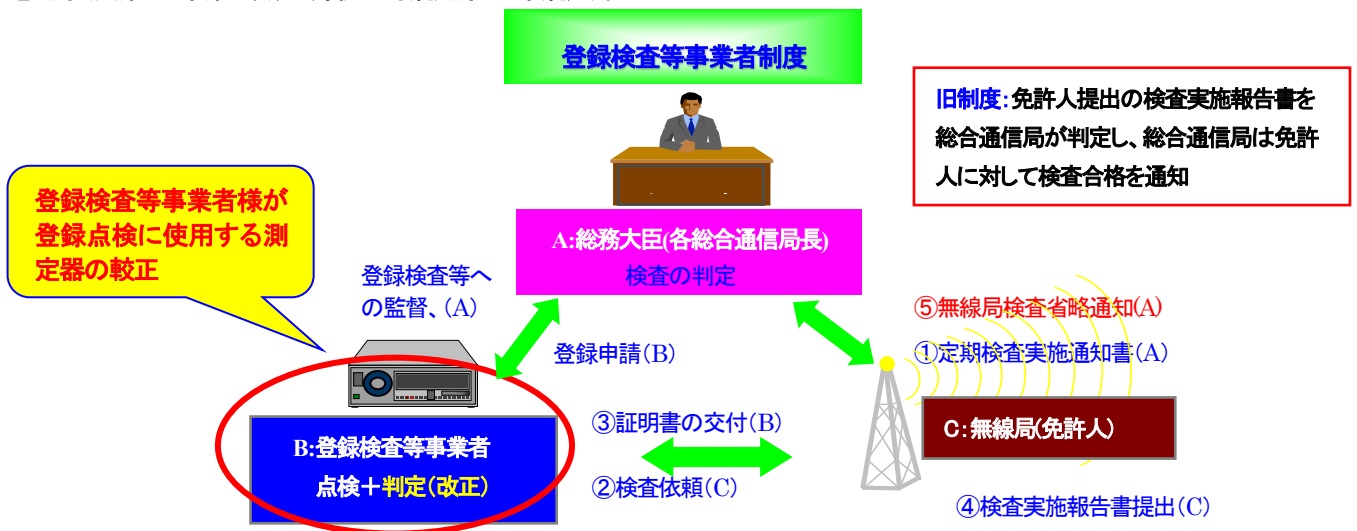
敬具

記

★登録検査等事業者制度

登録点検等事業者制度は総務大臣により登録された民間事業者(登録点検事業者及び登録外国点検事業者)が行った無線設備等の点検結果を活用することで、無線局(国が開設する無線局を除く)の新設検査、変更検査又は定期検査の一部を省略することができる制度。

新制度は、人の生命又は身体の安全な確保の為、その適正な運用の確保は必要な無線局として総務省令で定めるもの以外のものを対象(法第 73 条第 3 項、登録検査等規則第 15 条規定)。



1 電波法別表第二の測定器較正 (登録検査等に用いる測定器の較正)

「電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号」では以下のように定めています。

イ: 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)又は、第 102 条 18 の 1 項の指定較正機関が行う較正。

ロ: 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 135 条または第 144 条の規定に基づく校正。

ハ: 外国において行う較正であって、機構又は第 102 条 18 の 1 項の指定較正機関が行う較正に相当するもの。

ニ: 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であって、イからハのいずれかによる較正等を受けたものを用いて行う較正等。

★電波法別表第二で定められている測定器種別

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1. 周波数計 | 3. 電界強度測定器 | 5. 電圧電流計 |
| 2. スペクトル分析器 | 4. 高周波電力計 | 6. 標準信号発生器 |

重要): 弊社の副標準器は、上記の「イ」、「ロ」および「ハ」項に基づいて較正(校正)を実施しています。

これらの副標準器を用い電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号二の「ニ」項に基づいた較正を実施しています。

2 校正機種と校正項目

番号	校正対象機種	校正項目	基本校正点数
1	周波数計	基準周波数合わせ込み ^{※1}	1
2	スペクトル分析器	周波数特性 ※70GHzまで対応可能	5
		減衰器目盛り ※40GHzまで対応可能	3
		管面目盛り:縦軸(振幅)	7
		管面目盛り:横軸(周波数)	10
		基準周波数合わせ込み ^{※1}	1
3	(a)電界強度測定器 ※1GHzまで対応可能	電界強度 ^{※2}	3
		電圧周波数特性	3
		減衰器目盛り	3
	(b)電界強度測定器 (電界強度なし)	電圧周波数特性	3
		減衰器目盛り	3
4	高周波電力計 ※70GHzまで対応可能	周波数特性	3
		電力目盛り	2
5	電圧電流計	電圧目盛り	2
		電流目盛り	2
6	標準信号発生器	出力電圧 ※70GHzまで対応可能	3
		減衰器目盛 ※40GHzまで対応可能	3
		基準周波数合わせ込み ^{※1}	1

以下の場合、別途料金をご請求させていただきますのでご了承ください。

1. 校正時に調整を行ない、調整前データ及び調整後データをご要求されたとき
2. 標準添付書類以外の書類(作業工程の写真、完成図書など)をご要求されたとき
3. 標準添付書類の追加をご要求されたとき
4. 校正証明書の再発行をご要求されたとき

※1 基準周波数の合わせ込みを行う条件は以下の通りです。

また、複合器(周波数計、スペクトル分析器、標準信号発生器を含む)にて、周波数計として合わせ込み校正がなされる場合には、スペクトル分析器ならび標準信号発生器の校正証明書には基準周波数合わせ込みの表記は行いません。

・ 被校正器の周波数安定度が $\leq 10^{-7}$ であること。 ・ アンリツ製品および被校正器が周波数調整器を有すること。

※2 電界強度の校正は、付属のアンテナを接続し、ご指定いただいた周波数(9kHz~1GHz の範囲)で行います。

・ MS8911B・MS2712E・MS2830A 等のアンテナ係数補正処理(再書き込み可能)を内蔵している測定器の電界強度を校正する場合、アンテナ係数は内蔵しているデータを使用します。アンテナ係数のデータが内蔵されていないときは、そのアンテナの代表値を設定して校正します。尚、新たにアンテナで校正する場合は、アンテナ係数を取得(別料金)が必要になります。

※ 同軸コネクタの対応可能周波数:N: ~18GHz、SMA: ~26.5GHz、K: ~40GHz、V: ~70GHz (導波管は校正不可)

3 お問合せ先

測定器の登録検査等校正に関するお問合せは、以下までお願い致します。

- ・ アンリツ株式会社 担当営業 または
- ・ アンリツカスタマーサポート株式会社 営業推進部

TEL: 0120-214-012 FAX: 046-225-8379

MAIL: APC-sales@anritsu.com

URL: <https://www.anritsu.com/ja-JP/anritsu-customersupport>

以上